

**様式第19の2**（第18条の6関係）

【書類名】 回復理由書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【意匠登録番号】

【意匠権者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【回復の理由】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 2 「【意匠権者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【意匠権者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【意匠権者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 3 「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び理由がなくなつた日について具体的に記載する。
- 4 「【提出物件の目録】」欄に「【物件名】」の欄を設けて、「【回復の理由】」の欄に記載した理由を証明する書類名を記載する。
- 5 第18条の4第3項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【意匠登録番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る意匠登録番号(意匠登録番号の

区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。

【別紙】

意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号、意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号、

意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号、意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号、

- 6 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、11及び13から20まで、様式第2の備考12並びに様式第10の備考2と同様とする。この場合において、様式第2の備考12中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、「意匠登録出願人」とあるのは「意匠権者」と読み替えるものとする。